

日本労働年鑑 第24集 1952年版
The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 法廷闘争

第三節 労働争議と法廷闘争

一、日立争議と法廷闘争 日立製作所が五〇年五月二七日付で従業員五、五五五名の大量人員整理を行い、これに対する反対闘争が全国各地でまきおこり、同年夏にかけて執拗につづけられたことはこの年の労働争議中その規模において最大のものといわれたのであるが、この整理反対の法廷闘争はまず解雇直後の五月三〇日に東京地裁に対する地位保全仮処分申請によって始められた。

この申請は日立総連合並びに傘下の単位組合の全部、総数二二の組合の連名で、被解雇者五、五五五名全員の地位保全を求めるかたちで行われた。仮処分としても戦後最大の規模のものであった。解雇の無効原因として主張された点は労働協約違反、慣習法違反、労働権並びに生存権侵害等である。審理は六月九日から開始されて順調に進行し、略々審理も終りに近づいたが、同時に日立総連合傘下の各単位組合は次第に闘争から脱落し始め、日立総連合としての争議打切と同時にこの訴訟も取下げに終わった。この訴訟の他に日立、水戸、安来、清水、戸畑、若松等の工場でもそれぞれ独自に組合が地位保全仮処分申請を行って闘った。

右東京の訴訟取下げ後に、被解雇者中、亀有工場、亀戸工場、深川工場等の人たちは個人の資格で同様の仮処分申請を行った。この事件の審理はは五一年に入っても、未だ到底終りそうにない。

二、東宝争議と法廷闘争 東宝は五〇年五月二五日に一、三〇〇名にのぼる人員整理を強行し、撮影所に関して一八九名が解雇され、これに反対する日映演東宝支部の闘争はその年の暮、一二月二九日まで続いた。

日映演東宝撮影所分会は六月五日に分会員一五〇名の地位保全仮処分申請を行った。全映演も続いてすぐ同旨の仮処分申請を行ったがこれは日ならずして取下げられた。

これより先、会社は日映演を相手どり、撮影所への立入禁止その他を求める仮処分申請を行い、ここに法廷闘争は双方から交錯することになった。

日映演が解雇の無効原因として主張するところは労働協約の余後効違反、慣習法違反、団体交渉無視、日映演組合員たることを理由とする差別待遇等々であった。この無効原因の主張は多く前記日立の法廷闘争のそれと相通ずるのであるが、これらは何れも無協約状態にはいった労働組合が、何とかして他の法源又は一般条項により解雇無効を基礎づけようとする試みであったのである。殊に日映演の場合には自由法曹団弁護士が協議して熱心にその理論をくみたてていった。また此

の事件における不当労働行為の主張は個々の組合員についてその事由を主張するのではなく、日映演の解雇率六七%強全映演の解雇率一一%を比較して、その他従前の両組合員の差別待遇を一般的に主張するかたちでなされたのは一つの特色であった。審理は七月中頃まで続けられ一応結審したのであったが、裁判所は容易に決定を下さないままで長考熟慮した結果、八月一〇日に至って労資双方に団体交渉の再開を勧告した。これを契機に交渉が再開され爾来、途中で幾度か杜絶しつつ約四カ月にわたる難航を続け、一二月に入ってから裁判所も間に立って進捗を助け、遂に暮の二九日夜半、裁判所判事室で妥結をみるに至ったのである。

右争議中一〇月二三日に撮影所の組合員二名がマッカーサー元帥に対する質問書を所内に掲示した理由で軍事裁判所に起訴せられた。公判は直ちに行われ、会社側が検事側証人に立ち、多数の傍聴人注視の中に有罪判決をうけた。

三、富士産業三鷹工場の争議と法廷闘争 五〇年九月一五日富士産業三鷹工場の三〇〇人にのぼる大量整理と工場閉鎖に対する金属富士三鷹分会の闘争も多くの法廷闘争を生んだ。まず会社は九月七日に工場閉鎖中の工場不法占拠を理由に工場明渡の仮処分申請を東京地裁八王子支部に申請した。組合もまた九月一二日に遅配賃金並びに八月一六日工場閉鎖以降の賃金支払を求める仮処分申請を行いついで九月一八日に人員整理を就業規則違反として地位保全仮処分申請を行った。この間組合は頑強に工場にたてこもっていたのであるが、裁判所は九月一五日に、組合側の言分をきく機会を与えることなく、会社の申請を容れて工場明渡の仮処分決定を行い、組合はただちに異議を申立てたが執行吏は数千の警官を伴って二〇日早曉に工場に出向き、組合側またこれに対抗して遂に両者衝突が起り、多数の検束者、負傷者を出したまま、工場は会社の手にわたってしまった。組合幹部の大部分はこれにより検束され、組合は一時危機に立ったがよくもちなおして地位保全、賃金支払の法廷闘争を続けた。

検束者の釈放を求める闘争は三多摩の労働者をまきこんで巾広く展開され、立川警察、三鷹警察前等で釈放要求に行った労働者が更に検束される等の激しい闘争が行われた。拘留理由開示の公判は八王子の法廷を傍聴者で鈴なりにして一〇月三日に行われた。幹部は拘留のまま民事法廷の証人に立つた。検束者中一五名の組合幹部並びに友誼団体員が一〇月一二日に公務執行妨害、傷害等で起訴され、即日夜半にとどろく組合員の歌声の中に八王子少年刑務所を保釈出所し、ただちに翌日から会社との団体交渉に入った。検察庁はこの保釈決定に準抗告を行い、再び幹部を獄に入れようとした。これは幹部の釈放をまって漸く再開された団交を阻害するものとして組合員の怒りを買ったが裁判所はこれを却下した。前記仮処分の口頭弁論は進行中に会社は更に出勤命令に従わないという理由で三四二名の組合員を懲戒解雇し、組合はまたこれらの地位保全仮処分を申請した。ここに四つの民事訴訟が係属した。判決は一二月に入ってから言渡され、人員整理の地位保全は当時再建整備法で新会社となった富士工業が旧会社たる富士産業の就業規則を承継したとの説明はないという理由で組合側敗訴、工場閉鎖中の賃銀支払は、工場閉鎖が正当理由にもとづくという理由で同じく組合側敗訴、懲戒解雇の地位保全は不当労働行為で組合側勝訴、工場明渡は工場閉鎖正当理由によるという理由で会社側勝訴となった。

これを契機に一二月末に争議は妥結した。

一方組合員一五名に対する刑事々件は一二月一日第一回公判来翌年にもちこして審理をつづけた。

四、その他 大谷重工業尼崎工場の五〇年三月から五月にかけての大争議も労資双方からそれぞれ仮処分申請が行われ、五月二日に組合申請の訴訟は組合が勝訴し、使用者申請の方は使用者の勝訴に帰し、激しい争議の最中に執行吏が工場に出向く等、実力闘争と法廷闘争とがかみ合

った激烈な争議が展開された。その他東日電線向島工場の五月一九日の大量解雇の際も、工場にこもった組合に対し会社が鍵引渡等の仮処分申請を行ったがこの訴訟はついに八月の妥結に至るまで決定が出されず、妥結後に会社が取下げた。この争議中五月一九・二〇日並びに二二日の団交の過程で組合員らが多数で部課長らをとりにこみ時に鳴物入りで長時間交渉したことをとりあげ、七月二六日に組合員四名が暴力行為等取締に関する法律違反で起訴された。この公判闘争は組合の全面的応援の下に一〇月一二日第一回公判来、翌五一年にかけて続けられた。この争議妥結後七名の労働者が組合とは別個に地位保全仮処分申請を行った。

新潟鉄工所、新理研等も争議妥結後にそれぞれ数名の労働者が仮処分を申請した。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
